

医学管理 特定薬剤治療管理料



アイネット・システムズ株式会社

⑬ 特定薬剤治療管理料

- ・ 特定薬剤治療管理料 1 470点（対象薬剤により4月目以降235点）

特定の薬剤を投与している特定の疾患の患者に対し、薬物血中濃度を測定して投与量を精密に管理した場合に算定。月1回470点の算定が原則ですが、対象薬剤により算定方法が異なる場合があります。（採血料含む）

	点数
特定薬剤治療管理料 1（月1回、※2は1回限り）	470点
（抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外） 4月目以降（初回算定から暦付）	235点
臓器移植後の患者に対して移植月から3月限り※1	+2740点
第1回目の算定月	+280点
ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与	+250点
エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与 （初回投与月から3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回）	+250点
ジキタリス製剤の急速飽和（1回に限り）※2	740点
抗てんかん剤注射精密管理（1回に限り）※2	740点

対象疾患・患者	対象薬剤
心疾患	ジキタリス製剤
てんかん	抗てんかん剤 ※同一月に2種類以上投与し、それぞれについて個々に測定・管理を行った場合は、当該月において、2回に限り所定点数算定可。
臓器移植を受けた患者であって、臓器移植における拒否反応の抑制を目的として投与しているもの	シクロスポリン、タクロリムス水和物、エベロリムス、ミコフェノール酸モフェチル
不整脈	プロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、キニジン、アブリジン、リドカイン、ピルジカイニド塩酸塩、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、シベンゾリンコハク酸塩、ピルメノール、アミオダロン、ソタロール塩酸塩、ベプリジル塩酸塩
統合失調症	ハロペリドール製剤、ブロムペリドール製剤
躁うつ病	リチウム製剤
躁うつ病・躁病	バルプロ酸ナトリウム、カルバマゼピン
ベーチェット病の患者で活動性・難治性眼症状を有するもの又はその他の非感染性ぶどう膜炎（既存の治療で、効果不十分で視力低下のおそれのある活動性の中間部又は後部の非感染性ぶどう膜炎に限る）、尋常性乾癬、全身型重症筋無力症、アトピー性皮膚炎（既存治療で十分な効果が得られない患者に限る）ネフローゼ症候群、再生不良性貧血、赤芽球癆、川崎病（急性期の患者）	シロリムス製剤

対象疾患・患者	対象薬剤
全身型重症筋無力症、関節リウマチ、ループス腎炎、潰瘍性大腸炎、間質性肺炎（多発性筋炎又は皮膚筋炎に合併するもの）	タクロリムス水和物
若年性関節リウマチ、リウマチ熱、慢性関節リウマチ	サリチル酸系製剤（アスピリン他）
悪性腫瘍	メトトレキサート
結節性硬化症	エベロリムス
当該薬剤の適応疾患（慢性骨髄性白血病など）	イマチニブ
リンパ脈管筋腫症	シロリムス製剤
腎細胞癌	スニチニブ（抗悪性腫瘍剤として投与）
片頭痛	バルプロ酸ナトリウム
重症うっ血性心不全	ジギタリス製剤の急速飽和
全身性けいれん発作重積状態	てんかん重積状態の患者に対して抗てんかん剤の注射などを行った場合

- ・ 特定薬剤治療管理料 2 100点 (月1回)

サリドマイド及びその誘導体を投与している患者に対して、服薬に係る安全管理の遵守状況を確認し、その結果を所定の機関に報告する等により、投与の妥当性を確認した上で必要な指導を行った場合に算定。

対象疾患・患者	対象薬剤
当該薬剤の適応疾患 (多発性骨髄腫など)	サリドマイド製剤及びその誘導体 (サリドマイド、レナリドミド、ポマリドミド)

【算定例】

例① 病名：心不全 ジゴシン服薬中



対象薬剤	所定点数	初回月加算	4月目以降	対象疾患
① ジキタリス製剤	470点	+280点	235点	心疾患患者

【算定例】

例② 病名：躁うつ病 リチウム服薬中（血中濃度測定初回：1月）
 病名：躁うつ病 バルプロ酸服薬中（血中濃度測定初回：5月）



対象薬剤	所定点数	初回月加算	4月目以降	対象疾患
⑦ リチウム製剤	470点	+280点	235点	躁うつ病
⑧ バルプロ酸ナトリウム カルバマゼピン	470点	+280点	470点	躁うつ病 うつ病

【算定例】

例③ 病名：てんかん バルプロ酸・カルバマゼピン服薬中



※同一月に2種類以上投与し、それぞれについて個々に測定・管理を行った場合は、当該月において、2回に限り所定点数算定可。

対象薬剤	所定点数	初回月加算	4月目以降	対象疾患
② 抗てんかん剤	470点	+280点	470点	てんかん

ご清聴ありがとうございました



アイネット・システムズ株式会社